

まぐろはえ縄漁業

1 制限措置

別表のとおり

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年5月16日から同年6月15日までとする。

別表

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
まぐろはえ縄漁業	4隻	総トン数5トン以上 20トン未満で許可証に記載された総トン数	定め無し	周年	小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線）から南側の小笠原諸島地先海面）。	小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が小笠原支庁管内の区域にある者であること。
	2隻					三重県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が三重県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が三重県の区域にある者であること。
	8隻					和歌山県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。
	2隻					徳島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が徳島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が徳島県の区域にある者であること。
	4隻					高知県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
	1隻					大分県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が大分県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が大分県の区域にある者であること。
	2隻					鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること